

那珂市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の推進を図るために実施される、飼い主のいない猫を適切に管理する活動（地域猫活動）及び多頭飼育崩壊現場の猫の異常繁殖を防止する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）の利用に当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- （2） さくらねこ 不妊手術済みの目印として、耳先をV字カットすることでさくらの花びらのような形にした猫をいう。
- （3） 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術のことをいう。（再手術等を防止するための耳先のV字カット手術を含む。）
- （4） 協力病院 どうぶつ基金が指定する、手術チケットを利用できる病院をいう。
- （5） 地域猫活動 住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫を協力病院に運搬して不妊手術を施し、これ以上繁殖しないよう、その猫が命を全うするまで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- （6） 多頭飼育者 猫を多頭飼育する飼い主をいう。
- （7） 多頭飼育崩壊現場 多頭飼育者が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となり、又はそのおそれのある場所をいう。

（交付対象者）

第3条 手術チケットの交付を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 市内に生息する飼い主のいない猫について地域猫活動を行う、市内在住の構成員が複数人（同一の世帯員でない者に限る。）参加する団体であること。
 - （2） 市内の多頭飼育崩壊現場において、特に市長が必要であると認めた場合であって、猫に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理ができる市内在住の構成員が複数人（同一の世帯員でない者に限る。）参加する団体（多頭飼育者本人及びその親族のみで構成されるものを除く。）であること。ただし、当該多頭飼育者が茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第8号）第6条に基づき猫の多頭飼養を届け出していない場合は除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、同一年度において、茨城県の定める茨城県地域猫活動推進事業実施要領に基づく手術補助券の交付を受けているものは、対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、手術チケットの交付が適当と認められないときは、

対象としない。

(交付申請)

第4条 手術チケットの交付を受けようとするものは、不妊手術を実施する月の前々月の初日から20日までにさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動計画書(様式第2号)

(2) 交付条件同意書(様式第3号)

(交付決定及び交付)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査してその可否を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、交付と決定したものに対しては、発行された手術チケットを交付するものとする。

(交付決定の取消し及び手術チケットの返還)

第6条 市長は、交付決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及び手術チケット返還通知書(様式第5号)により通知し、手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した手術チケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により手術チケットの交付を受けたとき。

(2) 手術チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。

(3) 茨城県の定める茨城県地域猫活動推進事業実施要領に基づく手術補助券の交付を受けたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、不妊手術終了後、市長に対して、当該手術が完了した日(第5条の規定により交付された手術チケットが複数枚ある場合にあっては、最後に手術チケットを利用した不妊手術が完了した日)の翌日から起算して7日を経過する日又は手術チケットの有効期限の日から7日を経過する日のいずれか早い日までに、さくらねこ無料不妊手術チケット実績報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、利用しなかった手術チケットがある場合は、これを返却しなければならない。

(事故時の措置)

第8条 交付決定者は、交付した手術チケットに係る不妊手術に関連して、事故又は苦情が生じた場合は、誠意をもってこれの解決のために必要な措置を講ずるものとする。

(免責)

第9条 市は、手術チケットの利用に関連した事故について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年 月 日

那珂市長 様

団 体 名
住 所
代 表 者
電 話 番 号

那珂市さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)事務取扱要綱第4条の規定により、手術チケットの交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用目的 (地域猫活動 ・ 多頭飼育崩壊現場)

2 実施する月
月

3 申請枚数

オス	メス	性別不明	合計

4 添付資料

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 交付条件同意書（様式第3号）

様式第2号（第4条関係）

活動計画書

年 月 日

1 活動対象地域（行政区単位で記載）

那珂市

※活動予定地域地図を添付（トイレ、餌やりの場所、活動範囲を太字で記入）

2 現状・問題点（該当する項目を選択）

- 糞尿被害 鳴き声 器物等の損壊 交通事故等による猫の死体の放置
不適切な給餌 その他（ ）

3 活動グループ員と役割分担

役割	氏名	住所	連絡先
代表者（連絡調整役）			
給餌の管理			
トイレの清掃			
捕獲及び管理			
協力動物病院への搬入			
活動地域の見回り			
その他（里親探し等）			

4 猫の頭数及び手術予定頭数

	オス	メス	性別不明	合計
猫の頭数				
手術予定数				

※地域猫活動の場合は推定数を記載

5 希望する協力病院

協力病院名	
所在地	
連絡先	

様式第3号（第4条関係）

交付条件同意書

活動の実施に当たり、以下のことに同意します。

- 1 どうぶつ基金の定める要綱等及び那珂市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱を遵守するとともに、地域住民や自治会に対して活動の周知を行い、誤って対象外の猫を手術させないよう対策を講じます。
- 2 不妊手術を実施する協力病院及び手術チケット交付枚数は、希望どおりとならない可能性があることを理解し、異議申立てを行いません。
- 3 餌は、時間、場所及び対象を決めて必要な量だけを与え、置き餌はせず、適切な給餌を行います。また、猫用トイレの設置を行い、猫がトイレ以外の場所で糞尿をした場合は、回収や清掃を行うなど、周囲の清潔の維持に努めます。
- 4 手術チケットの譲渡、転売及び再々配分並びに手術チケットの利用を条件とした手術費用の請求及び寄付の要求は行いません。
- 5 発生する一切の費用については、自己負担とします。
- 6 不妊手術の際に、猫の耳先をV字カットすること及び妊娠中の猫は墮胎することを了承します。また、必要に応じて、さくらねこについて、地域住民に説明し、その猫が一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
- 7 問題が生じた場合は、責任をもって対応し、当事者間で問題解決を図ります。また、不妊手術の結果について、損害賠償請求及び異議申立てを行いません。

年 月 日

団体名
住 所
代 表 者

（自署）

（多頭飼育者記入欄）

住 所
氏 名

（自署）

様

那珂市長



さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった手術チケットについて、下記のとおり決定したので、那珂市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱第5条の規定により通知します。

記

1 決定内容 （ 交付 ・ 不交付 ）

2 交付枚数

枚数	手術チケット番号
	No. ~No.

3 不妊手術を行う協力病院

4 手術チケットの有効期限

年 月 日から 年 月 日まで

5 不交付の理由

留意事項

1 不妊手術終了後は、最後に手術チケットを利用した日の翌日から7日を経過する日又は手術チケットの有効期限の日から7日を経過する日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）を提出すること。

様

那珂市長



さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及び
手術チケット返還通知書

年 月 日付けで交付した手術チケットについては、下記の理由により取り消したので、返還するよう、那珂市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 既交付枚数

枚数	手術チケット番号
	No. ~No.

3 返還すべき枚数

枚数	手術チケット番号
	No. ~No.

4 返還期限

年 月 日まで

さくらねこ無料不妊手術チケット実績報告書

那珂市長 様

団 体 名
住 所
代 表 者
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった手術チケットを利用したので、那珂市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付枚数

枚数	手術チケット番号
	No. ~No.

2 利用枚数

オス	メス	合計

3 返却枚数

枚数	手術チケット番号

4 手術をした猫の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	手術チケット番号	捕獲場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

5 添付書類

- (1) 手術後のV字カットが分かる猫の写真
- (2) 活動風景写真